

四監査第 145 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 19 日

四国中央市監査委員 安 部 弘

四国中央市監査委員 眞 鍋 幹 雄

監査結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象及び実施日

監査対象団体	補助金の名称	所管部局	実施日
社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会	四国中央市社会福祉協議会 活動事業費補助金	福祉部 生活福祉課	令和7年2月19日

4 監査の範囲

主として令和5年度に執行された当該補助金に係る出納その他の事務

5 監査の期間

令和7年2月3日から2月19日まで

6 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体の当該補助金に係る出納その他の事務の執行が、補助金の目的に沿って行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

- ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ウ 条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

(2) 団体関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 補助金の額の算定、手続等は適正か。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備や保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理及び精算報告は適正か。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

7 監査の実施内容

事務局職員は、財政援助団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、財政援助団体に係る事務執行等が、その目的に沿って行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、当該補助事業に係る出納その他の事務の執行は、補助金の目的に沿って行っており、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

【意見】

補助金交付要綱には補助金額の算定基準は補助対象経費の10分の8以内と記載されているが、補助対象経費となる人件費や物件費の積算根拠については明確に規定されていない。人件費の対象となる職員の範囲や収益事業との按分割合、需用費等に該当する事業の内容、また、収益事業で生じた繰越金の取扱等、補助対象経費の範囲について、所管課と補助事業者間で認識を共有しておいていただきたい。

所管課の補助金交付事務について、四半期ごとに補助金を概算交付しているが、交付要綱には補助事業者からの概算交付申請に関する規定が無く、概算交付の必要性の判断基準が明確でない。概算交付を行うに当たっては、その必要性及び交付時期や金額の算定方法を明確にし、透明性の確保に努められたい。

また、補助金額の確定通知を行っていない、補助事業者が補助事業の収支簿を備えていない等、実務が交付要綱どおりに行われていないところがある。要綱に従い事務を改め、補助事業者に対しても指導するとともに、要綱中の参照条が誤っていると思われるところがあるので、交付要綱の見直しも併せて検討されたい。

(福) 四国中央市社会福祉協議会については、補助金の大部分が人件費であるため補助事業の収支簿は備えていないとのことであるが、補助金交付要綱第15条の規定に従い、補助対象経費の経理状況を確認できるようにしておいていただきたい。

(福) 四国中央市社会福祉協議会は、第4次四国中央市地域福祉活動計画において「ともに支え合い ともに生きる 地域づくり」を基本理念とし、5つの基本目標を柱に、地域福祉の推進を図るため活動している。低所得者支援、高齢者・障がい者支援等、多数の市の委託事業も行っており、今後も市と連携して当市の社会福祉の向上に尽力願いたい。

社会福祉法人 四国中央市社会福祉協議会

団体の概要

1 目的

四国中央市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること

2 事務所

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

3 組織（令和6年4月1日現在）

評議員 24名

役員 会長、副会長2名、理事7名、監事2名

事務局 事務局長、総務企画課5名（うち1名兼務）、地域福祉課8名（うち1名兼務）、生活相談支援課16名（うち8名兼務）、在宅福祉課102名（うち16名兼務）

4 実施事業（定款で定めている事業）

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力 (7) ボランティア活動の振興 (8) 福祉相談事業
- (9) まごころ銀行の設置運営 (10) 居宅介護等事業 (11) 訪問入浴介護事業
- (12) 通所介護事業（新宮デイサービスセンター、いこいの湯）
- (13) 居宅介護支援事業 (14) 要介護認定訪問調査の受託運営
- (15) 地域活動支援センターの受託運営 (16) ファミリーサポートセンター事業
- (17) 障害福祉サービス事業 (18) 移動支援事業 (19) 一般相談支援事業
- (20) 特定相談支援事業 (21) 障害児相談支援事業 (22) 福祉サービス利用援助事業
- (23) 生活困窮者自立相談支援事業 (24) 生活支援体制整備事業
- (25) 生活困窮者家計改善支援事業 (26) 介護予防・日常生活支援総合事業
- (27) 生活困窮者就労準備支援事業 (28) その他この法人の目的達成のため必要な事業

財政援助の概要

1 補助金の名称及び金額

四国中央市社会福祉協議会活動事業費補助金

令和5年度交付額 79,900,000円（6月・9月・12月・2月に概算交付）

- (1) 目的 市民の福祉向上を図ること
- (2) 対象経費 事業経費のうち、職員等給与、職員等共済費、需用費（食糧費を除く。）その他市長が特に必要と認める経費
- (3) 算定基準 10分の8以内
- (4) 交付根拠 四国中央市社会福祉協議会活動事業費補助金交付要綱

2 収支決算状況（令和5年度）

【収入の部】

収入合計 643,210,782円のうち、經常経費補助金収入の四国中央市社会福祉協議会活動事業費補助金 79,900,000円

【支出の部】

（単位：円）

科目	予算額	決算額	補助対象経費	市補助金
人件費支出	298,386,000	296,997,869		
役員報酬	600,000	600,000		
職員給料	153,309,000	152,398,537	65,134,906	47,744,000
職員賞与	47,174,000	47,171,192	22,697,494	16,637,000
非常勤職員給与	59,103,000	59,056,402		
法定福利費	38,200,000	37,771,738	14,534,213	10,654,000
事業費支出	35,860,000	34,758,477	150,000	150,000
事務費支出	22,214,000	21,520,265	100,000	100,000
就労支援事業支出	3,320,000	3,496,926		
共同募金配分事業費	3,922,000	3,921,960		
助成金支出	20,802,000	20,591,700		
固定資産取得支出	2,211,000	2,206,840		
拠点区分間繰入金支出	44,738,000	43,986,461		
サービス区分間繰入金支出	2,667,000	23,147		
その他の活動による支出	11,419,000	11,440,940		
退職共済預け金支出	11,419,000	11,440,940	6,303,600	4,615,000
当期支出額計	445,539,000	438,944,585	108,920,213	79,900,000
予備費	800,000	0		
支出合計	446,339,000	438,944,585		
次期繰越収支差額		204,266,197		